

岩手県水道施設災害対応マニュアル

(平成 11 年 1 月 8 日 生活環境部長決裁)
(平成 11 年 5 月 7 日 一部改正)
(平成 12 年 3 月 29 日 一部改正)
(平成 13 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 15 年 8 月 27 日 一部改正)
(平成 16 年 6 月 7 日 一部改正)
(平成 18 年 4 月 18 日 一部改正)
(平成 19 年 4 月 20 日 一部改正)
(平成 21 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 22 年 3 月 30 日 一部改正)
(平成 22 年 8 月 9 日 一部改正)
(平成 24 年 4 月 5 日 一部改正)
(平成 24 年 7 月 4 日 一部改正)
(平成 25 年 7 月 19 日 一部改正)
(平成 26 年 4 月 18 日 一部改正)
(平成 27 年 5 月 26 日 一部改正)
(平成 28 年 5 月 23 日 一部改正)
(平成 30 年 8 月 27 日 一部改正)
(令和 2 年 7 月 3 日 一部改正)
(令和 3 年 7 月 1 日 一部改正)
(令和 4 年 5 月 20 日 一部改正)
(令和 5 年 5 月 15 日 一部改正)

1 目的

このマニュアルは、地震、津波等の災害又は事故（以下「事故等」という。）により、岩手県内の市町村等水道施設への被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合に、迅速な復旧及び飲料水の円滑な供給を図り、もって、住民生活の安定を確保するため、県及び県内の水道事業者等の構すべき応急対策等を定めたものである。

2 各種防災計画等との関係

このマニュアルは、岩手県地域防災計画、岩手県災害対策本部規定、岩手県災害対策本部環境生活部運営要領（平成 10 年 8 月）及び岩手県危機管理対応方針に基づき、特に水道施設の被害に係る対応を具体的に定めた。

災害時における応援活動は、水道事業者等により組織されている日本水道協会岩手県支部が応急的な応援活動の中心的な役割を果たすものであることから、「日本水道協会岩手県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画」との整合性を図った。

3 県及び水道事業者等の役割

(1) 県

県は被災時、被災水道事業者等が迅速かつ円滑に応急対策が行えるよう、被災していない水道事業者等の協力を得ながら支援活動を実施するため、必要な情報収集・連絡体制をとるとともに、応急給水・応急復旧に関する広域的な連絡調整を図る。

(2) 被災水道事業者等

迅速に被害状況を把握し、水道施設の復旧及び応急給水の確保に努めるとともに、被害状況を管轄保健所に報告する。

(3) 被災していない水道事業者等

応援要請を受けた場合、速やかに対応し、応急給水及び復旧が円滑に行われるよう応援活動に努める。

4 危機対策本部等の設置

(1) 情報連絡室の設置

県民くらしの安全課は、水道施設の事故等発生 of 通報を受けたが、事実の有無や被害規模等が未確認で情報収集が必要と判断される場合は、県民くらしの安全課総括課長を長とする情報連絡室を設置し、情報収集を行う。

(2) 環境生活部危機対策本部の設置

事故等が環境生活部を挙げて対処する必要がある場合は、県民くらしの安全課に環境生活部長を本部長とする環境生活部危機対策本部（以下「部危機対策本部」という。）を設置する。

なお、事故等発生当初から、全庁的な対処を講じる必要があると認められる場合には、知事を本部長とする岩手県危機対策本部（以下「県危機対策本部」という。）を設置する。

(3) 県危機対策本部への移行

部危機対策本部で対処していたが、被害が拡大し又は拡大のおそれがあるなど、全庁的な対処が必要と判断された場合は、県危機対策本部へ移行する。

5 対策本部の統合・廃止

(1) 部危機対策本部の統合

部危機対策本部は、岩手県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）又は県危機対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

(2) 危機対策本部の廃止

部及び県危機対策本部は本部長が危機の発生するおそれなくなったと認めるとき、又はおおむね応急対策を終了したと認めるときに廃止する。

6 危機対策本部の体制

(1) 部危機対策本部

部危機対策本部は環境生活部長を本部長とし、副本部長は、副部長及び総合防災室長を、本部員は、部内関係課長等をもってあて、応急対策を実施する。

部危機対策本部の設置・運営について必要な事項は環境生活部長が定める。

(2) 県危機対策本部

県危機対策本部は知事を本部長とし、副本部長は、副知事、環境生活部長及び総務部長を、本部員は各部局長（総務部にあつては副部長）及び総合防災室長をもってあてる。

本部長は、副本部長のほか、一部本部員の出席により、本部員会議を開催できる。

(3) 県危機対策本部事務局

環境生活部は、本部長を補佐するために、県危機対策本部に事務局を設置する。設置場所は環境生活部長と総合防災室長が協議し定める。

県危機対策本部事務局の構成員は、危機管理責任者である副部長を長とし、環境生活部の職員が

主体となり、必要に応じて総合防災室員及び関係部局職員を配置する。

(4) 地方支部、現地危機対策本部の設置

本部長は、必要に応じて、地方支部やその他必要な場所に現地対策本部を設置する。

(5) 現地調整所の設置

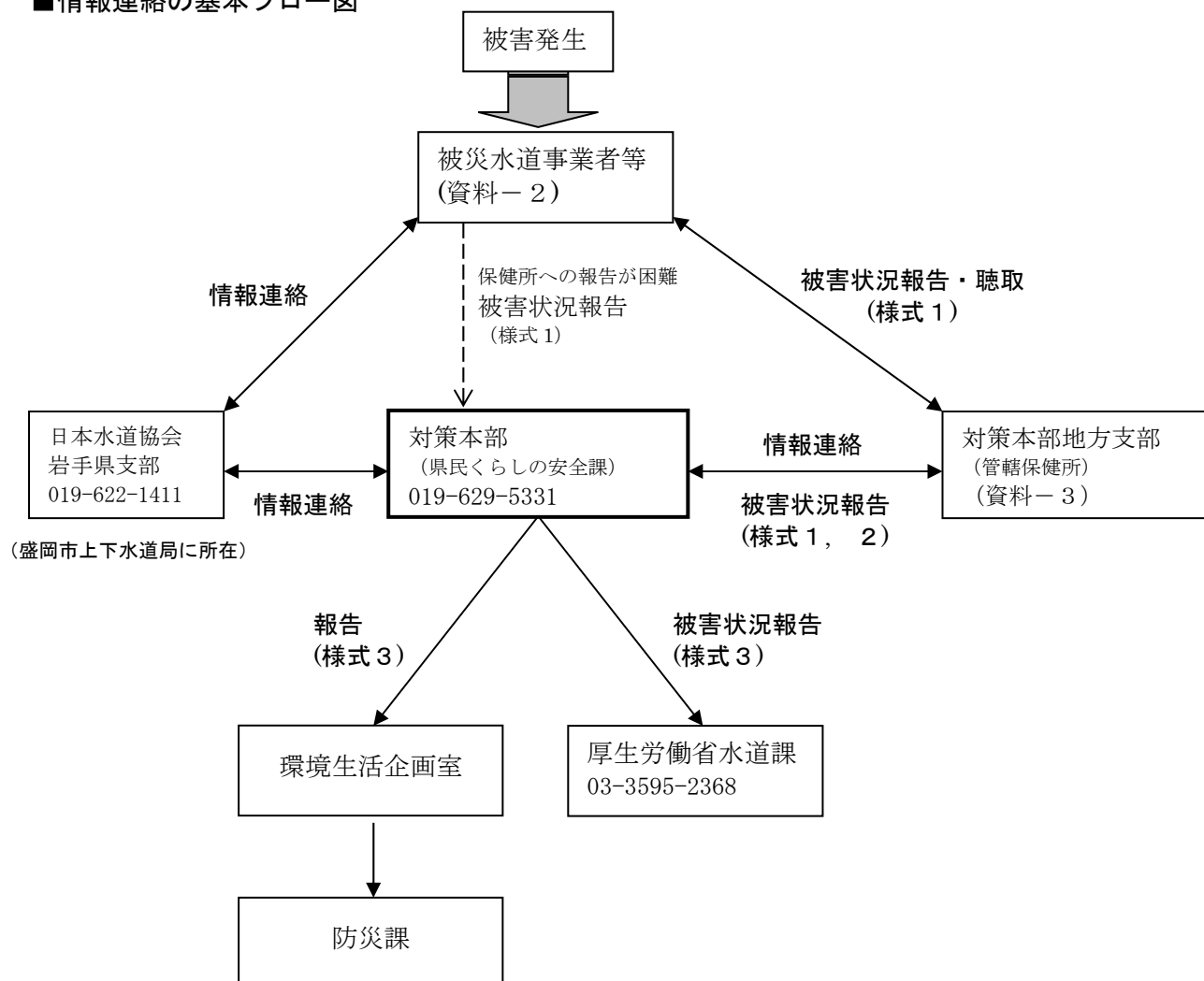
本部長は、現地において関係機関が情報共有と連携した活動ができるよう、必要に応じて現地調整所を設置する。

(6) 危機対策本部の体制はこのマニュアルに定めるもののほかは、県災害対策本部規定及び県危機管理対応方針を準用する。

7 日本水道協会岩手県支部への連絡

部危機対策本部あるいは県災害対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」という。）の設置、統合及び廃止は、都度、日本水道協会岩手県支部に連絡する。

■情報連絡の基本フロー図



8 応急対策

対策本部は、必要に応じ、次の応急対策を実施する。

(1) 保健所の被害状況把握・報告

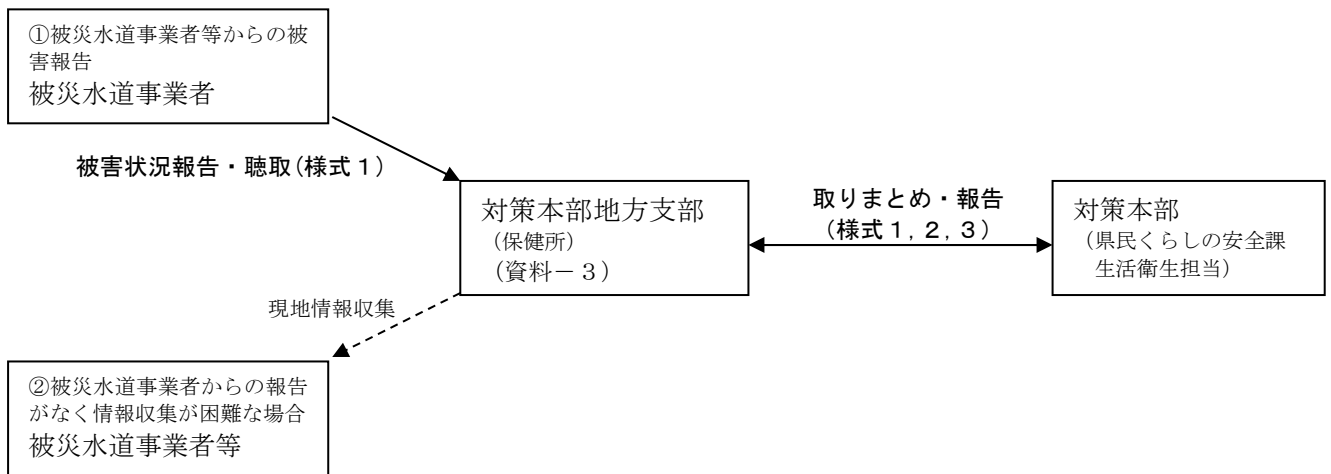
ア 保健所は、水道被害状況について水道事業者等からの積極的な情報収集に努め、水道事業者等の水道施設被害状況報告書（様式1）を取りまとめ、様式2「水道被害状況集計表」により、対策本部にファクシミリ、電子メール又は電話報告する。

イ アによる情報収集が困難な場合は、必要に応じて現地において情報収集を行う。

ウ 被害情報は、対策本部と報告時間を調整して、継続的に収集し報告する。

エ 情報連絡にあたっては各保健所管内別に13頁(1)から22頁(10)までのとおりとする。

■保健所の被害状況把握・報告のフロー図



(2) 保健所が被災した場合の被害状況把握

保健所が甚大な被害を受けるなど保健所による情報収集が困難な場合は、対策本部が被災水道事業者等から直接被害状況報告を受け、又は聴取をする。この場合、対策本部は、当該保健所に情報を通知し、情報の共有を図るものとする。

(3) 関係機関との連携

対策本部は、日本水道協会岩手県支部と連携を図り、被害状況等の把握に努める。

(4) 応援調整及び依頼

ア 日本水道協会岩手県支部と協力し応援体制の把握に努める。

イ 被災水道事業者等から応援の要請があった場合は、日本水道協会岩手県支部と協力し、応援可能な水道事業者等の調整を行い、応援の協力要請を行う。

ウ 必要に応じて一般社団法人岩手県空調衛生工事業協会及び岩手県管工事業協同組合連合会に対し復旧活動に協力するよう要請を行う。

エ 被害が甚大であり、応援水道事業者による応急給水のみでは必要な給水量が確保されない場合は、岩泉ホールディングス株式会社、サントリーフーズ株式会社東北支社及びみちのくコカ・コーラボトリング株式会社に対し飲料の確保に協力するよう要請を行う。

■留意事項

- ・ 飲料水を入れる容器は、清潔なものを使用する。
 - ・ 飲料水を入れた容器は、冷暗所で保存する。
 - ・ 5日以上保存した飲料水は、飲用として使用しない。
- [塩素濃度0.4ppmの水道水の暗室での塩素消失日数は5～7日といわれている]

イ 井戸水等の衛生指導

管轄保健所は、市町村衛生担当課と協力して、被災住民が遊休井戸や湧水等を飲料水として使用する際の衛生指導を実施する。

■留意事項

- ・ 井戸、湧水、沢水等は、災害により水質が悪化していることが考えられるので、やむを得ず飲用に利用する場合は、煮沸してから飲用する。
- ・ 地震等による事業所等の倒壊により、有機溶剤の流出等が疑われる場合は、安全が確認されるまで飲用しないこと

ウ 簡易専用水道等の衛生指導

管轄保健所は、専用水道及び簡易専用水道等の小規模な給水施設の設置者に対して、市町村水道担当課及び衛生担当課と連携して、下記事項に留意するよう衛生指導を行う。

■留意事項

[受水槽方式の施設]

- ・ 送水の停止により長時間停滞した水槽の水は、飲用に供しない。
- ・ 送水が開始されても、最初の水は放流する。
- ・ 給水施設の自主点検、特に水槽の亀裂、汚水の流入、異物の混入等に注意する。
- ・ 給水栓での臭気、味、色、濁り、残留塩素の有無を確認してから飲用する。

[自己水源の場合]

- ・ 給水を一旦停止した場合は、給水を開始しても最初の水は放流する。
- ・ 給水施設の自主点検、特に塩素注入設備が正常に作動していることを確認する。
- ・ 給水栓での臭気、味、色、濁り、残留塩素の有無を確認してから飲用する。

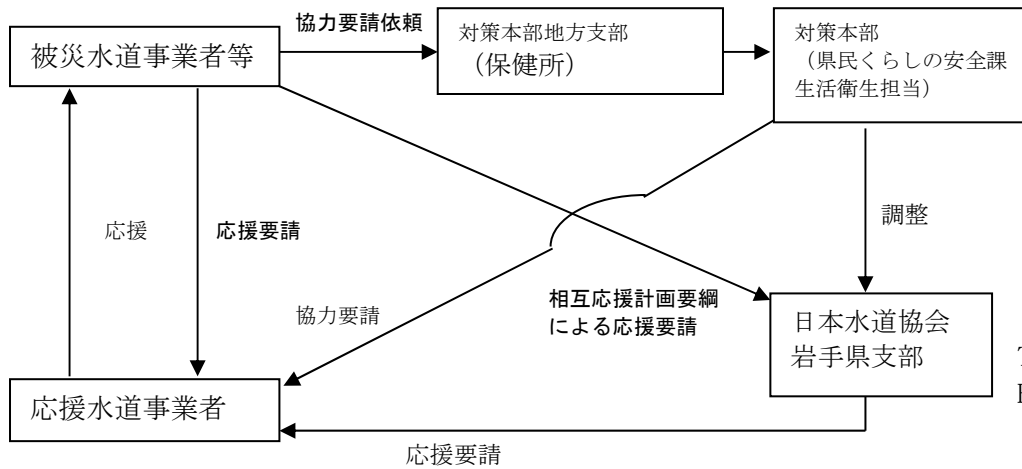
(7) 国への報告

厚生労働省（水道課）に対し水道施設の被害状況を様式3により速やかに報告（速報）を行うとともに、以後、継続的に被害状況、復旧状況等を報告する。

9 被災水道事業者等の応援体制

- (1) 被災水道事業者等は、甚大な被害が生じた場合、状況に応じて日本水道協会岩手県支部、相互応援協定締結の水道事業者に対して応援要請を行う。
- (2) さらに応援を要する場合、被災水道事業者等は、原則として保健所を通して対策本部に対して応援要請の依頼を行う。

■被災水道事業者等の応援要請フロー図



TEL:019-629-5331
 FAX:019-629-5279
 (無線電話)
 振興局から 9-22-5331
 市町村から 111-22-5331
 (無線 FAX)
 振興局から 9-22-5279
 市町村から 111-22-5279

※無線 FAX は企画総務部
 などにある専用機からの
 発信となる

TEL:019-622-1411
 FAX:019-623-1422

<参考>

改正履歴

平成11年4月1日から「環境整備課」を「環境保全課」に改めた。

平成12年4月1日から、岩手山の火山活動活発化に伴う水道施設災害対応マニュアル（平成10年9月24日生活環境部長決裁）を本マニュアルに統合した。

平成13年4月1日から、「生活環境部」を「環境生活部」に改めた。

平成21年4月1日から、「環境保全課」を「県民くらしの安全課」に改めた。

平成22年4月1日から、岩手県危機管理対応方針改正に伴い対策本部の設置等を改めた。

令和3年4月1日から、「総合防災室」を「防災課」に改めた。

様式1 (災害発生時その他必要に応じて下記の送信先へ報告するもの)

送信先		019-629-5279		発信者	発信日	年	月	日
岩手県民くらしの安全課					事業者・所属			
岩手県	保徳所長 様				職・氏名			
日本水道協会岩手県支部長		019-623-1422			連絡先			
水道施設被害状況報告書 () 【 第 報 】								
1 災害発生の日時		年	月	日	発生			
2 災害発生の原因								
3 施設被害状況・対応状況								
①	取水施設							
②	貯水施設							
③	導水施設							
④	浄水施設							
⑤	送水施設							
⑥	配水施設							
⑦	その他							
⑧	被害金額							
4 断水・減水の状況								
①	断水	(断水世帯数=	世帯)	(断水日時=	月	日	時~)	(地区名=)
②	減水	(減水世帯数=	世帯)	(減水日時=	月	日	時~)	(地区名=)
③	断・減水の対応状況							
④	復旧状況							
⑤	復旧見込							
5	応援要請	()	要請する	()	要請しない	()	第	報で要請済み
①	応援内容	()	応急給水	()	応急復旧	()	その他	<
②	応援期間の見込	年	月	日	から	()	日間の見込み	
③	必要な資機材等							
④	応援隊参集場所	住所						
		施設名						
⑤	連絡担当責任者	職	氏名	固定電話	-	-	携帯電話	-
					-	-	ファクス	-
⑥	連絡担当補助者	職	氏名	固定電話	-	-	携帯電話	-
					-	-	ファクス	-
※「3 施設被害状況・対応状況」について、管路の場合は布設年、管種、口径等を必ず記入のこと。								
※「4 断水・減水の状況」の「③断・減水の対応状況」について、給水車〇台、広報車〇台、災害対策車〇台を記入のこと。								
※「4 断水・減水の状況」の「④復旧状況」について、事故発生から復旧までの経過を時系列で記入のこと。								
※本様式は「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成25年10月25日付健水発1025第1号）」の「4 事故その他の原因による断減水が発生した場合」の報告様式を兼ねる。その場合、本様式の「施設被害」及び「災害」は「事故」と替えて運用のこと。								

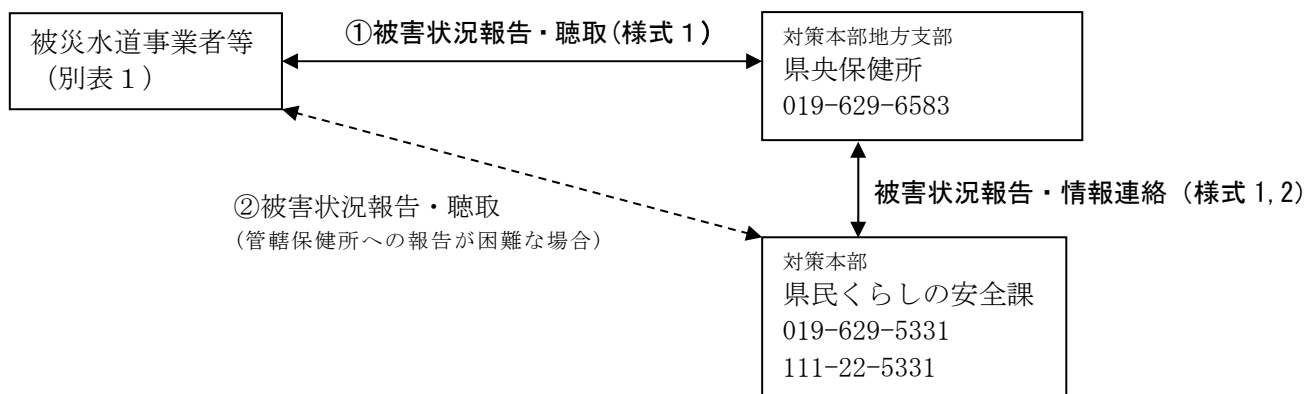
【様式2、3の留意事項】

- 災害発生直後の時点では、記入可能な事項について記入いただき、報告をお願いします。
- 新たに記入、変更した事項は赤字で記入してください。

- ①『確認状況』は、「○」〈確認済み〉、「×」〈未確認〉、「-」〈確認不要〉から選択すること。
「未確認」とは確認が必要、または必要か否か不明であるが、連絡が取れない場合。「確認不要」とは当該災害において被害の発生が無いと見込まれ、確認が不要である場合。
- ②『確認日時』には、都道府県が事業者に状況を確認した最新の日時を記入すること。
- ③『事業者名』には、貴管下の事業者名を記入すること。
災害発生時に迅速に対応できるように、事前に貴管下の事業者名を記入しておくこと。
- ④『被害発生地区名』には、被害が発生した地区名を記入すること。
被害発生状況・原因により地区や系統毎に切り分けて記入できる場合には、状況・原因毎に④～⑦について別々の行に記入すること。
- ⑤『被害発生状況・原因』には、発生している被害内容や原因について説明を記入すること。
例：「豪雨により地下水源の濁度が上昇」「土砂崩れにより導水管が破損」「地震により配水管が破損」「土砂崩れのため立入ができず被害状況不明」等
- ⑥『最大断水戸数』には、断水が発生した場合に、断水した最大の戸数を記入すること（⑦における家屋等損壊地域の戸数は含めない）。
災害発生の初期段階において断水している戸数が未確定の場合にも、判明している被害発生状況から推定される断水戸数を記入すること。その場合、戸数の後に【未確定】と記入すること。例：「125【未確定】」
- ⑦家屋等損壊地域とは、地震や豪雨による土砂崩れ等により家屋・道路等が大きく損壊し、大きな被害が発生した地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定として自治体から報告のあったもの。
『家屋等損壊地域における戸数』には、家屋等損壊地域に含まれる戸数を記入すること。
- ⑧『断水発生日時』には、断水が発生した日時を記入すること。
- ⑨『今後の断水の発生・拡大見込み』には、今後断水が発生・拡大すると見込まれる場合に、当該見込みについて説明を記入すること。
例：「本日〇時頃、配水池の容量が空になり、当該配水エリアの△戸が断水する見込み」等
- ⑩『現在断水状況』の『復旧戸数』には、断水から復旧した戸数を記入すること。
『未復旧戸数』には、断水から未復旧の戸数を記入すること。
- ⑪『応急給水』の『応急給水状況』には、給水先や給水時間、給水タンクの設定等、実施している応急給水全体の内容を記入すること。
例：「応急給水車3台により9時～18時まで実施（直営1台、〇〇市2台）」「2地点の給水拠点に1tの給水タンクを設置し、9時～18時まで実施」「応急給水車2台で病院と福祉施設に給水（自衛隊）」等
『応援要請状況』は、「要請済み」、「検討中」、「不要」から選択すること。
『要請先と応援状況』には、応援を要請した対象（及び応援を実施している者）の名称を記入すること。加えて、それぞれの支援による給水車の台数及びその合計を記入すること。
自衛隊の情報については、事業者が応援の全体調整を実施する上でも必要な情報であるため、市町村及び都道府県の災害対策本部等を通じて情報収集し記入すること。
例：「合計 □台」「日本水道協会 ○台（●●市）」「自衛隊 △台」「〇●市(協定) □台」等
- ⑫『応急復旧』の『応急復旧状況』には、応急復旧全体の内容を記入し、完了した応急復旧には【済】と記入すること。
例：「破損した配水管の復旧作業を実施中」「浄水施設の復旧に必要な交換部品を手配中」「浄水施設の修繕【済】」等
『応援要請状況』は、「要請済み」、「検討中」、「不要」から選択すること。
『要請先と応援状況』には、応援を要請した対象（及び応援を実施している者）の名称と応援の実施内容を記入すること。
例：「日本水道協会の手配により、●●市が管路の応急復旧作業を支援」等
- ⑬『復旧見込み』には、今後の復旧の見込みについて説明を記入すること。
例：「3日程度で断水が解消する見込み」「停電が解消すれば断水が解消する見込み」「検討中」等
- ⑭『課題』には、応急給水及び応急復旧において課題がある場合に当該内容を記入すること。
例：「給水車が〇台程度不足している」「交換部品の入手に時間を要している」「電源を確保したい」等
- ⑮『減水状況』には、減水を実施した場合に、減水の実施内容を記入すること。
例：「〇戸に対する配水量を20%減」「△戸に対して22:00～6:00の時間帯は配水停止」等
- ⑯『断減水解消日時』には、全ての断減水が解消した日時を記入すること。

(1) 水道施設の被害状況確認方法（県央保健所管内）

- ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、県央保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。
- イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。
- ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。
- エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。
- オ 県央保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。
この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し、所有する情報の整合性を保つものとする。
- カ 被害状況報告の続報については、県央保健所と報告時間を調整して報告する。



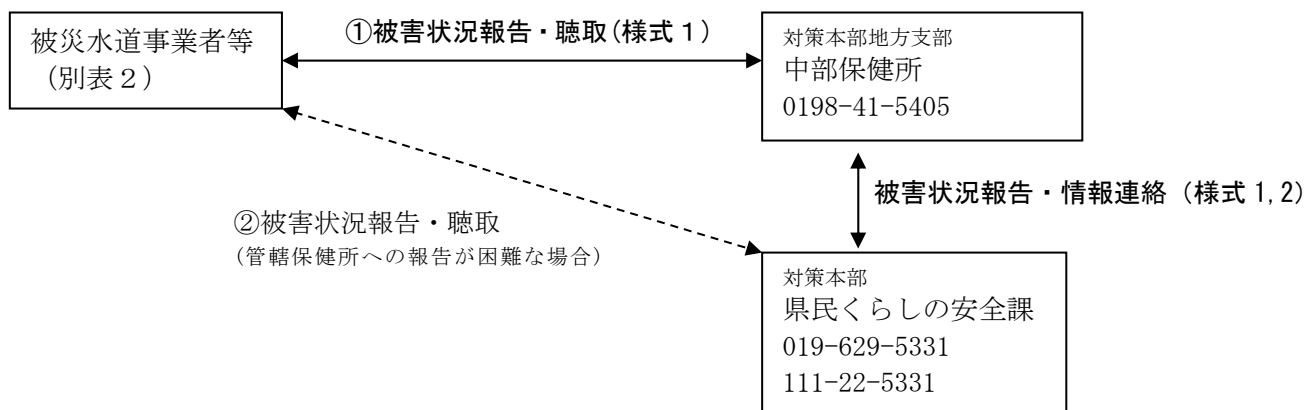
別表1 連絡先一覧表（県央保健所管内水道事業者）

市町村等名	部（所）名	電話番号			F A X	防災行政無線等 FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注1}			
県央保健所	環境衛生課	019-629-6583		9-22-6583 市町村から 111-22-6583	019-629-6594	9-22-6594 市町村から 111-22-6594	
盛岡市	上下水道局	019-623-1439	623-1411	9-20-411-1	019-623-1422		日水協地区幹事都市
八幡平市	上下水道課	0195-74-2111	74-2393	9-20-422-1	0195-74-4822		
雫石町	上下水道課	019-692-6408	692-2111	9-20-421-1	019-692-2813		
滝沢市	上下水道部	019-656-6609	684-2111	9-20-423-1	019-687-3131		
矢巾町	上下水道課	019-611-2567	697-2111	9-20-413-1	019-697-3121		
紫波町	下水道課	019-672-2111	672-6878	9-20-412-1	019-672-2311		簡水
岩手町	水道事業所	0195-62-2111		9-20-402-1	0195-62-3118		
葛巻町	建設水道課	0195-65-8987	66-2111	9-20-401-1	0195-66-2468		

注) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に着信する。

(2) 水道施設の被害状況確認方法（中部保健所管内）

- ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、中部保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。
- イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。
- ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。
- エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。
- オ 中部保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。
この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し所有する情報の整合性を保つものとする。
- カ 被害状況報告の続報については、中部保健所と報告時間を調整して報告する。



別表2 連絡先一覧表（中部保健所管内水道事業者）

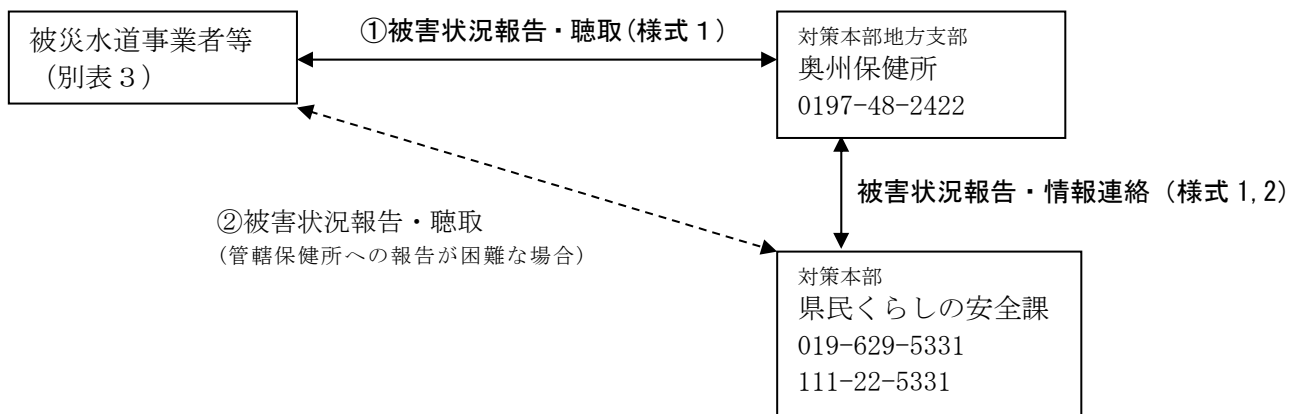
市町村等名	部（所）名	電話番号			FAX	防災行政無線等 FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注1}			
中部保健所	環境衛生課	0198-41-5405		9-29-234、236 市町村から 111-22-9-29- 234、236	0198-24-9240	9-29-380 市町村から 111-22-9-29- -380	保健所への無線 FAX は花巻総務センターに着信する
遠野市	水道事務所	0198-62-2111			0198-62-1542		
西和賀町	上下水道課	0197-82-3289	82-2111	9-20-506-1	0197-82-3270		
岩手中部水道企業団	危機管理課	0197-62-4213	0197- 66-3231	(衛星携帯) 090-1060-6636	0197-62-4212		日水協地区幹事都市

注1) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に、保健所への行政無線FAXは花巻総務センターに着信する。

注2) 岩手中部広域水道企業団にあつては中部保健所が取りまとめるものとする。

(3) 水道施設の被害状況確認方法（奥州保健所管内）

- ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、奥州保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。
- イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。
- ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。
- エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。
- オ 奥州保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し所有する情報の整合性を保つものとする。
- カ 被害状況報告の続報については、奥州保健所と報告時間を調整して報告する。



別表3 連絡先一覧表（奥州保健所管内水道事業者）

市町村等名	部（所）名	電話番号			FAX	防災行政無線等FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^注			
奥州保健所	環境衛生課	0197-48-2422		9-32-515 市町村から 111-22-9-32-515	0197-25-4106	9-32-380 市町村から 111-22-9-32-380	保健所への無線FAXは振興局経営企画部に着信する
奥州市	上下水道部	0197-34-2526		9-20-521-1	0197-35-7201		日水協地区幹事都市
金ヶ崎町	上下水道課	0197-44-2136	44-2111	9-20-522-1	0197-44-2670		
奥州金ヶ崎行政事務組合	水質管理課	0197-25-8111	24-5821		0197-24-5823		

注）市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に、保健所への行政無線FAXは振興局の経営企画部等に着信する。

(4) 水道施設の被害状況確認方法（一関保健所）

ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、一関保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。

イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。

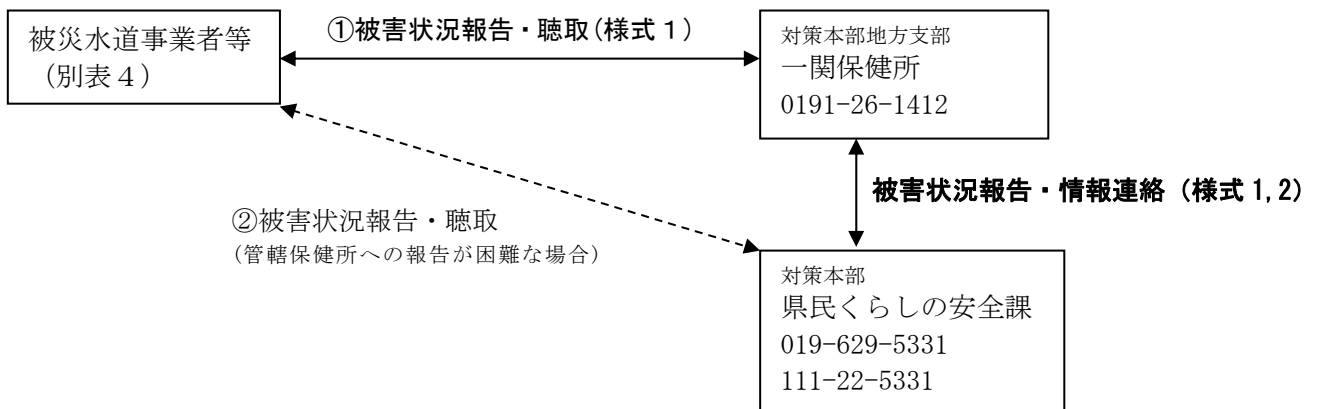
ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。

エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。

オ 一関保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。

この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し所有する情報の整合性を保つものとする。

カ 被害状況報告の続報については、一関保健所と報告時間を調整して報告する。



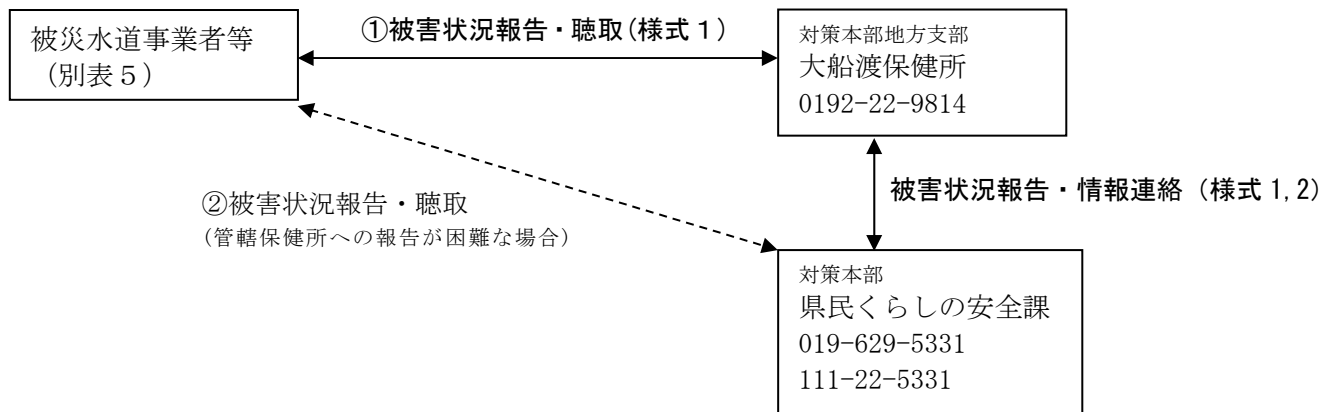
別表4 連絡先一覧表（一関保健所管内水道事業者）

市町村等名	部(所)名	電話番号			FAX	防災行政無線等FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注)}			
一関保健所	環境衛生課	0191-26-1412		9-33-246 市町村から 111-22-9-33-246	0191-23-0579	9-33-380 市町村から 111-22-9-33-380	保健所への無線FAXは一関総務センターに着信する
一関市	上下水道部	0191-21-2111		9-20-531-1	0191-31-8077		日本水協地区幹事都市
平泉町	建設水道課	0191-46-5569	46-2111	9-20-533-1	0191-46-3080		

注) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に、保健所への行政無線FAXは一関総務センターに着信する。

(5) 水道施設の被害状況確認方法（大船渡保健所管内）

- ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、大船渡保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。
- イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。
- ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。
- エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。
- オ 大船渡保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。
この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し所有する情報の整合性を保つものとする。
- カ 被害状況報告の続報については、大船渡保健所と報告時間を調整して報告する。



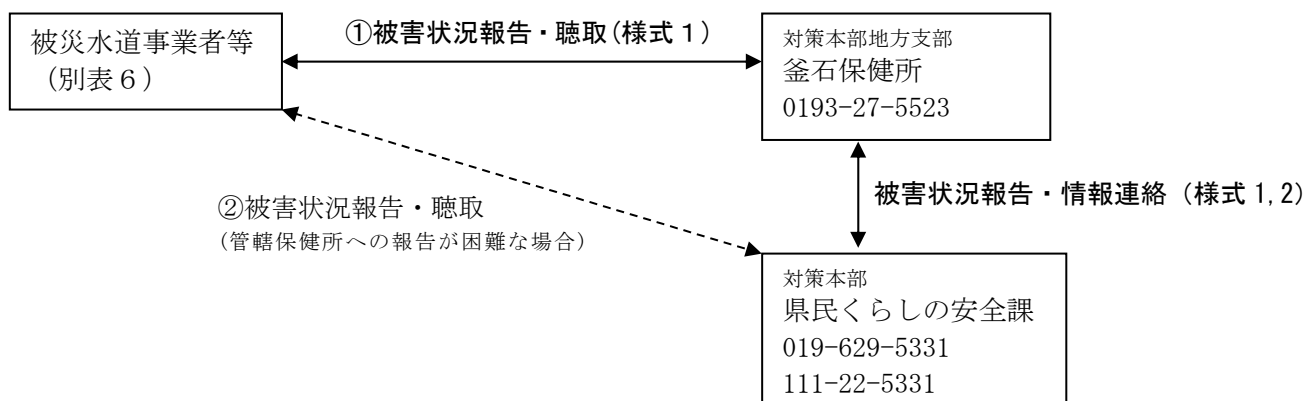
別表5 連絡先一覧表（大船渡保健所管内水道事業者）

市町村等名	部（所）名	電話番号			F A X	防災行政無線等 FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注)}			
大船渡保健所	環境衛生課	0192-22-9814		9-35-247 市町村から 111-22-9-35-247	0192-27-4197	9-35-380 市町村から 111-22-9-35-380	保健所への無線 FAX は大船渡地域振興センターに着信する
大船渡市	水道事業所 簡易水道事業所	0192-27-3111		9-20-551-1	0192-27-7844		上水：水道事業所 簡水：簡易水道事業所 日水協地区幹事都市
陸前高田市	上下水道課	0192-54-2111		9-20-552-1	0192-54-3888		
住田町	建設課	0192-46-2115	46-2111	9-20-553-1	0192-46-2489		

注) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に、保健所への行政無線FAXは大船渡地域振興センターに着信する。

(6) 水道施設の被害状況確認方法（釜石保健所管内）

- ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、釜石保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。
- イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。
- ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。
- エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。
- オ 釜石保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。
この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し所有する情報の整合性を保つものとする。
- カ 被害状況報告の続報については、釜石保健所と報告時間を調整して報告する。



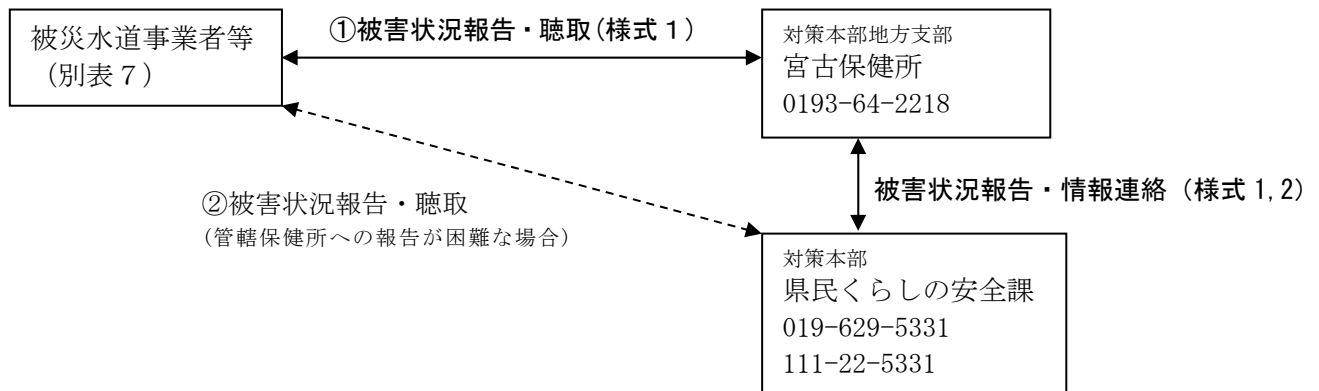
別表6 連絡先一覧表（釜石保健所管内水道事業者）

市町村等名	部(所)名	電話番号			FAX	防災行政無線等FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注)}			
釜石保健所	環境衛生課	0193-27-5523		9-25-246 市町村から 111-22-9-25-246	0193-25-2294	9-25-380 市町村から 111-22-9-25-380	保健所への無線FAXは振興局経営企画部に着信する
釜石市	水道事業所	0193-23-5881		災害優先電話 0193-23-5886 0193-23-5885 0193-23-5882 0193-23-5884	0193-23-5880		日本協地区幹事都市
大槌町	上下水道課	0193-42-8719	42-2111	(衛星) 8-20-003-452-1	0193-42-2030	8-20-003-452-9	

注) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に、保健所への行政無線FAXは振興局の経営企画部等に着信する。

(7) 水道施設の被害状況確認方法（宮古保健所管内）

- ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、宮古保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。
- イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。
- ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。
- エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。
- オ 宮古保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。
この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し所有する情報の整合性を保つものとする。
- カ 被害状況報告の続報については、宮古保健所と報告時間を調整して報告する。



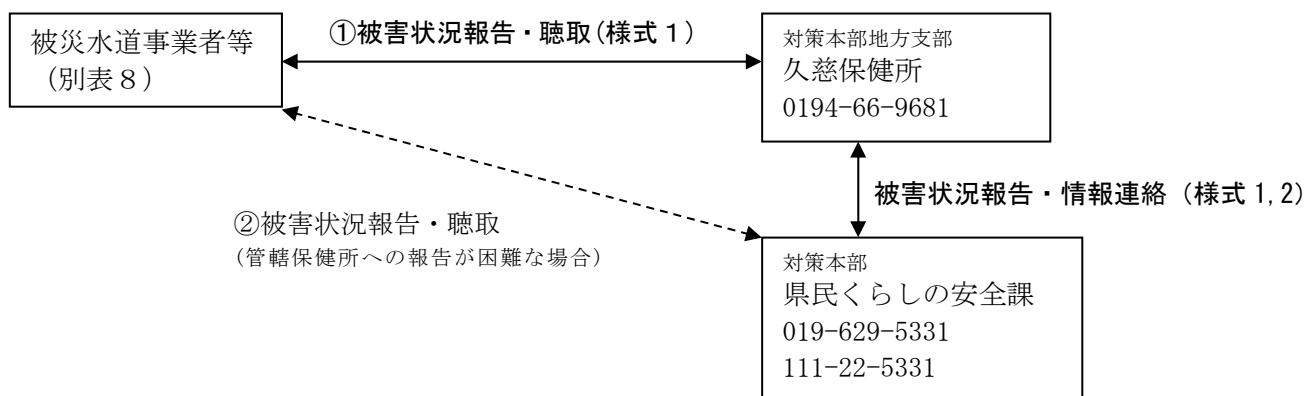
別表7 連絡先一覧表（宮古保健所管内水道事業者）

市町村等名	部(所)名	電話番号			FAX	防災行政無線等FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注)}			
宮古保健所	環境衛生課	0193-64-2218		9-26-233 市町村から 111-22-9-26-233	0193-63-5602	—	
宮古市	上下水道部	0193-63-1115		9-20-461-1	0193-62-5023		日水協地区幹事都市
山田町	上下水道課	0193-82-3111		9-20-463-1	0193-82-2302		
岩泉町	上下水道課	0194-22-2111		9-20-471-1	0194-31-1001		
田野畑村	地域整備課	0194-34-2113	34-211	9-20-472-1	0194-34-2632		

注) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に着信する。

(8) 水道施設の被害状況確認方法（久慈保健所管内）

- ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、久慈保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。
- イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。
- ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。
- エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。
- オ 久慈保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し所有する情報の整合性を保つものとする。
- カ 被害状況報告の続報については、久慈保健所と報告時間を調整して報告する。



別表8 連絡先一覧表（久慈保健所管内水道事業者）

市町村等名	部（所）名	電話番号			F A X	防災行政無線等 FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注)}			
久慈保健所	環境衛生課	0194-66-9681		9-28-426 市町村から 111-22-9-28-426	0194-52-3919	9-28-380 市町村から 111-22-9-28-380	保健所への無線 FAX は振興局経営企画部に着信する
久慈市	上下水道部	0194-52-2189		9-20-481-1	0194-52-8288		日水協地区幹事都市
普代村	建設水産課	0194-35-2116	35-2111	9-20-483-1	0194-35-3017		
野田村	地域整備課	0194-78-2933	78-2111	9-20-484-1	0194-78-3995		
洋野町	水道事業所	0194-65-5924	65-2111	9-20-482-1	0194-65-4334		

注) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に、保健所への行政無線FAXは振興局の経営企画部等に着信する。

(9) 水道施設の被害状況確認方法（二戸保健所管内）

ア 水道事業者等は、水道施設に被害が発生したときは、別紙様式1「水道被害状況報告書」により、二戸保健所にファクシミリ又は電話で報告する。また、水道事業者等は被害把握、復旧対応に追われていることが考えられるので保健所は積極的に水道事業者等から情報の収集に努める。

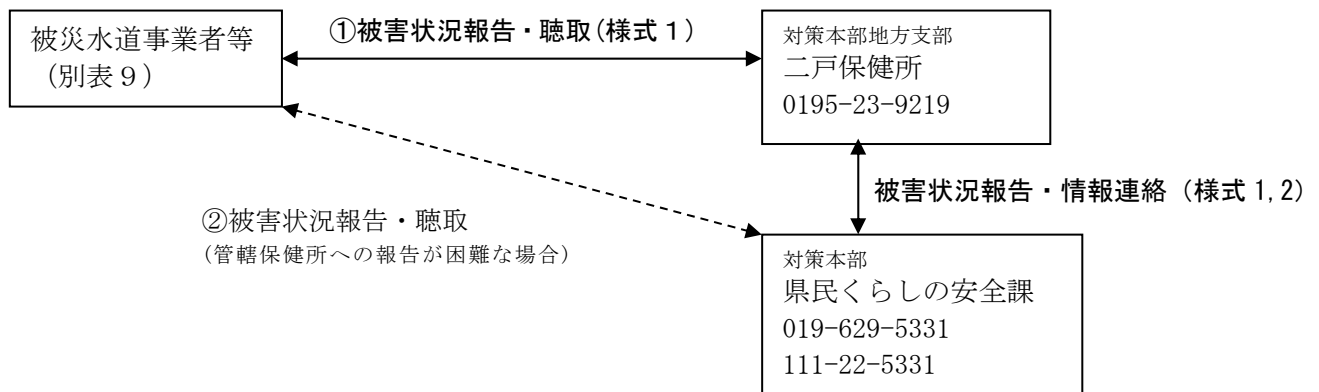
イ 保健所は、特に、県災害対策本部、部危機対策本部又は県危機対策本部（以下「対策本部」）が設置されたときは、被害の有無にかかわらず速やかに報告する。

ウ 市町村が2以上の水道事業を実施している場合は、水道事業ごとにとりまとめ報告する。

エ ファクシミリ又は電話による報告が困難な場合は、防災行政無線電話、防災行政無線ファックス、電子メール、携帯電話等の可能な通信手段により報告する。

オ 二戸保健所への報告が困難な場合は、対策本部（県民くらしの安全課）に直接報告する。この場合、対策本部はこの情報を保健所に通報し、所有する情報の整合性を保つものとする。

カ 被害状況報告の続報については、二戸保健所と報告時間を調整して報告する。



別表9 連絡先一覧表（二戸保健所管内水道事業者）

市町村等名	部(所)名	電話番号			FAX	防災行政無線等FAX	備考
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注)}			
二戸保健所	環境衛生課	0195-23-9219		9-24-235 市町村から 111-22-9-24- 235	0195-23-6432	9-24-380 市町村から 111-22-9-24- -380	保健所への無線FAXは二戸地域振興センターに着信する
二戸市	水道事業所	0195-23-6101		9-20-431-1	0195-23-6102		日水協地区幹事都市
軽米町	水道事業所	0195-46-4742	46-2111	9-20-432-1	0195-46-2335		
九戸村	水道事業所	0195-42-2111		9-20-433-1	0195-42-3120		
一戸町	建設部 上下水道課	0195-33-4852	33-2111	9-20-442-1	0195-31-1102		

注) 市町村への防災行政無線電話及びFAXは受付、総務課等に、保健所への行政無線FAXは二戸地域振興センターに着信する。

資 料

	頁
資料－ 1 岩手県地域防災計画に基づく災害対策本部設置基準	20
資料－ 2 連絡先一覧表（保健所別水道事業所）	24
資料－ 3 連絡先一覧表（県関係）	26
資料－ 4 連絡先一覧表（国・隣県関係）	26
資料－ 5 連絡先一覧表（水道関係団体）	26
資料－ 6 日本水道協会岩手県支部相互応援計画のブロック構成	27

資料－ 1

災害対策本部における職員の配備体制（岩手県災害対策本部規程）

区 分	配備基準	配備職員の範囲
<p>(1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。)</p>	<p>本部</p> <p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報(洪水警報)</p> <p>(カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合</p> <p>(ア) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報 (ウ) 波浪特別警報</p> <p>ウ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合</p> <p>オ 県内で震度5強を観測した場合</p> <p>カ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 八幡平に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第2条第3号に規定する原子力事業者のうち本県に隣接する県の区域に同条第4号に規定する原子力事業所を設置するものをいう。以下同じ。)から原子力緊急事態(原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。)の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策(原災法第2条第5号の規定する緊急事態応急対策をいう。以下同じ。)を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故(原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬に係る事故をいう。以下同じ。)による特定事象(原災法第10条第1項に規定する事象のことをいう。以下同じ。)又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと並びに本部支援室の職員</p>

	<p>広域支部及び地方支部</p> <p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報(洪水警報) (カ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表された場合</p> <p>(ア) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報 (ウ) 波浪特別警報</p> <p>ウ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>エ 津波警報が発表された場合(沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>オ 所管区域内の市町村で震度5強を観測した場合</p> <p>カ 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合</p> <p>キ 所管区域内の火山(八幡平に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報が発表された場合</p> <p>ク 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ケ 原子力事業者及び当該原子力事業者から放射性物質の運搬を委託された者から事業所外運搬事故による特定事象又は原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、当該特定事象又は当該原子力緊急事態の影響が本県の区域に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、本部長が指定職員配備体制の発令をしたとき。</p> <p>コ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	<p>アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもののほか、地方支部の別表第8に掲げる構成機関又は組織の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの</p>
--	--	---

<p>(2) 主査以上配備体制(2号)体制(以下「主査以上配備体制」という。)</p>	<p>本部</p>	<p>ア 次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 気象特別警報 (カ) 高潮特別警報 (キ) 波浪特別警報 (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報(洪水警報) (ケ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>エ 県内で震度6弱を観測した場合</p> <p>オ 岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言(原災法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。)に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認められた場合</p>	<p>主査相当職以上の全職員及び本部支援室の職員</p>
	<p>広域支部及び地方支部</p>	<p>ア 所管区域内に次に掲げる警報のいずれかが発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>(ア) 気象警報 (イ) 高潮警報 (ウ) 波浪警報 (エ) 洪水警報 (オ) 気象特別警報 (カ) 高潮特別警報 (キ) 波浪特別警報 (ク) 北上川上流洪水予報、雫石川洪水予報及び猿ヶ石川洪水予報のうちの氾濫警戒情報、氾濫危険情報又は氾濫発生情報(洪水警報) (ケ) 水防警報(知事が指定した河川に係るものに限る。)</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>ウ 津波警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき(沿岸の広域支部及び地方支部に限る。)</p> <p>エ 所管区域内の市町村で震度6弱を観測した場合</p> <p>オ 所管区域内の火山(岩手山、秋田駒ヶ岳又は栗駒山に限る。)に噴火警報(居住地域)又は噴火警報のうち噴火警戒レベル5が発表された場合</p> <p>カ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県に隣接する県の区域が含まれる場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき。</p> <p>キ その他本部長が特に必要と認められた場合</p>	<p>アからキまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の主査相当職以上の全職員</p>

(3) 全職員配備(3体制(以下「全職員配備体制」という。))	本部	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 大津波警報が発表された場合</p> <p>ウ 県内で震度6強又は震度7を観測した場合</p> <p>エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。</p> <p>オ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	全職員
	広域支部及び地方支部	<p>ア 大規模な災害が発生した場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認めたとき。</p> <p>イ 大津波警報が発表された場合</p> <p>ウ 所管区域内の市町村で震度6強又は震度7を観測した場合</p> <p>エ 原子力緊急事態宣言がなされた場合において当該原子力緊急事態宣言に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域に本県の区域が含まれる場合又は本県の区域が含まれることが想定されるとき。</p> <p>オ その他本部長が特に必要と認めた場合</p>	アからオまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したものと並びに地方支部の全職員

資料-2

連絡先一覧表（保健所別水道事業者）

注）防災行政無線では発信特番等がつく

県・保健所から市町村 9-20-
 市町村から県・県央保健所 111-
 市町村から県央以外の保健所 111-22-9-

市町村等名	部（所）名	電話番号			F A X	備考（無線 FAX）
		第 1 連絡	第 2 連絡	防災行政無線等 ^註		
県央保健所	環境衛生課	019-629-6583		-22-6583	019-629-6594	-22-6594
盛岡市	上下水道局	019-623-1439	623-1411	-411-1	019-623-1422	日水協地区幹事都市
八幡平市	上下水道課	0195-74-2111	74-2393	-422-1	0195-74-4822	
雫石町	上下水道課	019-692-6408	692-2111	-421-1	019-692-2813	
滝沢市	上下水道部	019-656-6609	684-2111	-423-1	019-687-3131	
矢巾町	上下水道課	019-611-2567	697-2111	-413-1	019-697-3121	
紫波町	下水道課	019-672-2111	672-6878	-412-1	019-672-2311	簡水
岩手町	水道事業所	0195-62-2111		-402-1	0195-62-3118	
葛巻町	建設水道課	0195-65-8987	66-2111	-401-1	0195-66-2468	
中部保健所	環境衛生課	0198-41-5405		-29-234, 236	0198-24-9240	-29-380
遠野市	水道事務所	0198-62-2111			0198-62-1542	
西和賀町	上下水道課	0197-82-3289	82-2111	-506-1	0197-82-3270	
岩手中部水道企業団	危機管理課	0197-62-4213	66-3231	(衛星携帯) 090-1060-6636	0197-62-4212	日水協地区幹事都市
奥州保健所	環境衛生課	0197-48-2422		-32-515	0197-25-4106	-32-380
奥州市	上下水道部	0197-34-2526		-521-1	0197-35-7201	日水協地区幹事都市
金ヶ崎町	上下水道課	0197-44-2136	44-2111	-522-1	0197-44-2670	
奥州金ヶ崎行政事務組合	水質管理課	0197-25-8111	24-5821		0197-24-5823	
一関保健所	環境衛生課	0191-26-1412		-33-246	0191-23-0579	-33-380
一関市	上下水道部	0191-21-2111		-531-1	0191-31-8077	日水協地区幹事都市
平泉町	建設水道課	0191-46-5569	46-2111	-533-1	0191-46-3080	

注) 防災行政無線では発信特番等がつく

県・保健所から市町村 9-20-
市町村から県・県央保健所 111-
市町村から県央以外の保健所 111-22-9-

市町村等名	部(所)名	電話番号			F A X	備考(無線 FAX)
		第1連絡	第2連絡	防災行政無線等 ^{注)}		
大船渡保健所	環境衛生課	0192-22-9814		-35-247	0192-27-4197	-35-380
大船渡市	水道事業所 簡易水道事業所	0192-27-3111		-551-1	0192-27-7844	上水：水道事業所 簡水：簡易水道事業所 日水協地区幹事都市
陸前高田市	上下水道課	0192-54-2111		-552-1	0192-54-3888	
住田町	建設課	0192-46-2115	46-2111	-553-1	0192-46-2489	
釜石保健所	環境衛生課	0193-27-5523		-25-246	0193-25-2294	-25-380
釜石市	水道事業所	0193-23-5881		災害優先電話 0193-23-5886 0193-23-5885 0193-23-5882 0193-23-5884	0193-23-5880	日水協地区幹事都市
大槌町	上下水道課	0193-42-8719	42-2111	(衛星) 8-20-003-452-1	0193-42-2030	8-20-003-452-9
宮古保健所	環境衛生課	0193-64-2218		-26-233	0193-63-5602	—
宮古市	上下水道部	0193-63-1115		-461-1	0193-62-5023	日水協地区幹事都市
山田町	上下水道課	0193-82-3111		-463-1	0193-82-2302	
岩泉町	上下水道課	0194-22-2111		-471-1	0194-31-1001	
田野畑村	地域整備課	0194-34-2113	34-2111	-472-1	0194-34-2632	
久慈保健所	環境衛生課	0194-66-9681		-28-426	0194-52-3919	-28-380
久慈市	上下水道部	0194-52-2189		-481-1	0194-52-8288	日水協地区幹事都市
普代村	建設水産課	0194-35-2116	35-2111	-483-1	0194-35-3017	
野田村	地域整備課	0194-78-2933	78-2111	-484-1	0194-78-3995	
洋野町	水道事業所	0194-65-5924	65-2111	-482-1	0194-65-4334	
二戸保健所	環境衛生課	0195-23-9219		-24-235	0195-23-6432	-24-380
二戸市	水道事業所	0195-23-6101		-431-1	0195-23-6102	日水協地区幹事都市
軽米町	水道事業所	0195-46-4742	46-2111	-432-1	0195-46-2335	
九戸村	水道事業所	0195-42-2111		-433-1	0195-42-3120	
一戸町	建設部 上下水道課	0195-33-4852	33-2111	-442-1	0195-31-1102	

資料－3

連絡先一覧表（県関係）

注）防災行政無線では発信特番等がつく
無線FAXは振興局企画総務部に着信する

県庁・保健所から市町村 9-20-
市町村から県庁・県央保健所 111-
市町村から県央以外の保健所 111-22-9-

県・保健所	課・係	電話番号	内線	防災行政無線	F A X	無線 FAX
県央保健所	環境衛生課	019-629-6583	6583	-22-6583	019-629-6594	-22-6594
中部保健所	環境衛生課	0198-41-5405	234 236	-29-234 -29-236	0198-24-9240	-29-380
奥州保健所	環境衛生課	0197-48-2422	515	-32-515	0197-25-4106	-32-380
一関保健所	環境衛生課	0191-26-1412	246	-33-246	0191-23-0579	-33-380
大船渡保健所	環境衛生課	0192-22-9814	247	-35-247	0192-27-4197	-35-380
釜石保健所	環境衛生課	0193-27-5523	246	-25-246	0193-25-2294	-25-380
宮古保健所	環境衛生課	0193-64-2218	233	-26-233	0193-63-5602	—
久慈保健所	環境衛生課	0194-66-9681	426	-28-426	0194-52-3919	-28-380
二戸保健所	環境衛生課	0195-23-9219	235	-24-235	0195-23-6432	-24-380
県環境生活部県民くらしの安全課	生活衛生担当	019-629-5331	5330 5331	-22-5330 -22-5331	019-629-5279	-22-5279

資料－4

連絡先一覧表（国・隣県関係）

国・隣県	課	電話番号	内線等	F A X	備 考
厚生労働省	水道課	03-3595-2368		03-3503-7963	
青森県	保健衛生課生活衛生G	017-734-9213		017-734-8047	
秋田県	生活衛生課調整・生活衛生・水道班	018-860-1592		018-860-3856	
宮城県	食と暮らしの安全推進課 環境水道班	022-211-2645		022-211-2698	

資料－5

連絡先一覧表（水道関係団体）

団体名	電話番号	内線等	F A X	備 考
日本水道協会岩手県支部	019-622-1411		019-623-1422	
一般社団法人岩手県空調衛生工事業協会	019-651-9029		019-652-1487	
岩手県管工事業協同組合連合会	0198-22-4747		0198-22-4747	
岩泉ホールディングス(株)	0194-22-4433		0194-32-3071	
カントリーフーズ(株)東北支社	022-711-3770		022-221-8498	
みちのくコ・コーポレーション(株)	019-613-6665		019-652-5715	

資料－6

日本水道協会岩手県支部水道施設の被害に伴う相互応援計画に基づくブロック構成

地区（広域）	地区幹事都市	構成水道事業者
県北東部広域	久慈市	久慈市、洋野町、野田村、普代村
県北西部広域	二戸市	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
盛岡広域	盛岡市	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、矢巾町、岩手町、葛巻町
宮古広域	宮古市	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
中部広域	岩手中部 水道企業団	岩手中部水道企業団、遠野市、西和賀町、紫波町(簡水)
胆江広域	奥州市	奥州市、金ヶ崎町、奥州金ヶ崎行政事務組合
釜石広域	釜石市	釜石市、大槌町
沿岸南部広域	大船渡市	大船渡市、陸前高田市、住田町
両磐広域	一関市	一関市、平泉町